

第 99 号議案 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正する条例	P 2
2	改正理由	P 2
3	改正内容	P 2
4	施行期日	P 3
5	条例の概要	P 3
6	新旧対照表	P 4
7	【参考】関係法令	P 5

総 務 部

令和 7 年 9 月

1 改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

※この条例は、地方自治法第243条の2の7第1項の規定に基づき、本市が令和2年3月に制定したもの。

2 改正理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理を行う必要があるため改正を行うもの。

なお、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行に伴う改正については、本来であれば当該政令の施行期日（令和6年4月1日）に合わせて行うべきであったが、その処理が漏れていたことが判明したため、今議会において併せて改正を行うもの。

3 改正内容

- (1) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行に伴うもの（令和6年4月1日に施行されたもの）

改正後	改正前
地方自治法施行令第173条の4	地方自治法施行令第173条

- (2) 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の公布に伴うもの

改正後	改正前
地方自治法第243条の2の8	地方自治法第243条の2の7
地方自治法第243条の2の9	地方自治法第243条の2の8

- (3) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の公布に伴うもの

改正後	改正前
地方自治法施行令第173条の5	地方自治法施行令第173条の4

4 施行期日

- (1) 3(1) 公布の日
- (2) 3(2)及び(3) 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日※
- ※公布の日（令和6年6月25日）から起算して2年6月を超えない範囲内（令和8年12月24日まで）において政令で定める日

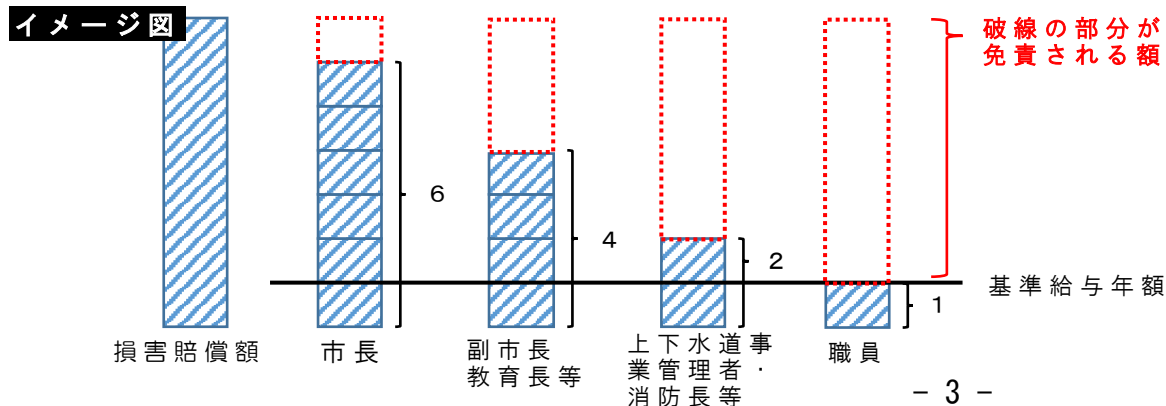
5 条例の概要

市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等の基準給与年額※に一定の数に乗じて得た額を控除して得た額について免責することを定めたもの。（免責実績なし）

※基準給与年額：原因となった事実が生じた月の給料又は報酬×12ヶ月＋同年度の期末・勤勉手当＋同月の各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等を除く）×12ヶ月

（参考）損害賠償責任の限度額：基準給与年額×乗数（下表のとおり）

区分	乗数
市長	6
副市長、教育長、教育委員会・選挙管理委員会の委員、監査委員	4
上下水道事業管理者、消防長、公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会の委員	2
その他の職員	1



6 新旧対照表

(1) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の施行に伴うもの

改正後	改正前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 173 条の 4 第 1 項第 1 号 に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 173 条第 1 項第 1 号 に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(2) 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の公布に伴うもの

(3) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 237 号）の公布に伴うもの

改正後	改正前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 243 条の 2 の 8 第 1 項 の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法 第 243 条の 2 の 9 第 3 項 の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 173 条の 5 第 1 項第 1 号 に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 243 条の 2 の 7 第 1 項 の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法 第 243 条の 2 の 8 第 3 項 の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 173 条の 4 第 1 項第 1 号 に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

7 【参考】関係法令

○地方自治法

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第243条の2の7 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

- 2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。